北九州市官民データ活用推進計画

第１版

令和元年６月

北九州市

目　次

はじめに 3
第１章　計画書策定の背景と位置付け 4
　１．１　北九州市の現状及び課題 4
　１．２　計画策定の目的 5
　１．３　計画の位置付け 6
第２章　推進体制 7
　２．１　官民データ活用推進計画の策定に係る推進体制 7
第３章　官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針 8
　３．１　施策の基本的な考え方と体系 8
　３．２　官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進） 9
　３．３　手続きにおける情報通信の技術の利用等に係る取組（手続きオンライン化） 10
　３．４　その他　（官民データ活用の推進に関するその他の取組） 11
　　３．４．１　市民の安全・安心に資する情報の利活用 11
　　３．４．２　個人番号カード（マイナンバーカード）の普及及び活用に係る取組 11
　　３．４．３　利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等） 11
　　３．４．４　情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組 12
　　３．４．５　ＩＣＴ関連施策の推進（ＲＰＡの活用、ペーパーレスの推進（タブレット活用）等） 12
第４章　官民データ活用の推進に係る事項（個別施策） 13
　４．１　官民データの容易な利用等に係る取組 13
　４．２　手続きにおける情報通信の技術の利用等に係る取組 17
　４．３　官民データ活用の推進に関するその他の取組 19
第５章　推進計画 24
　５．１　推進計画 24
　　５．１．１　ＰＤＣＡの体制構築 24
　　５．１．２　市民や事業者等の意見反映 24
　　５．１．３　広域での連携 24
　　５．１．４　担い手となるＩＣＴ人材の育成 25
参考　用語集 26

はじめに

近年、インターネットや情報通信機器の急激な普及に伴い、より多くの市民の方が手軽に様々な情報を入手し活用できるようになりました。特に、本市のIT施策の指針であった「北九州市IT推進計画（2006～2010 年度）」当時から見ても、2010 年代のスマートフォンの普及は顕著で、2018 年版の総務省「情報通信に関する現状報告」では、インターネット利用率でスマートフォンがパソコンを上回る状況になっています。さらに、モノのインターネットと言われるIoT(Internet of Things)[1]の普及も進んでおり、電化製品や機械、計測機器などがネットワークにつながる事により、大量のデジタルデータが発生、蓄積されています。

経済の分野では、人の行動や企業活動等が生み出すデータを競争力向上に生かす「データエコノミー」という新しい経済の動きが進展しています。例えば、人工知能（AI）やビッグデータ[2]解析の実用化により、産業分野では商品開発のみならず、生産設備の維持・管理などにまでデータを活用する動きが活発になり、行政分野においても、観光振興や災害対策などまちづくり全般にデータ分析を活用するケースが広がりつつあります。

また、国が提唱するデジタル化が進んだ新たな社会像「Society 5.0[3]」では、多様なモノと人がつながり、知識や情報が共有され、AI等を活用した社会課題解決や新たな価値創造をもたらすとされています。

このような状況のなか、国や地方公共団体では、データ利活用が当たり前の時代になっていくことを見据え、率先してデータの活用が円滑に行えるような環境を整備しておく必要があります。

他方、本市が抱える大きな課題として、人口減少と少子高齢化は、これからの各種施策の策定において念頭に据えなければなりません。全国的に見ても、2018 年7月に総務省の「自治体戦略 2040 構想研究会」が取りまとめた報告では、「高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃には、人口減少と高齢化により、人々のくらしを支える機能が低下するなか、新しい公共私の協力関係を構築し、住民生活に不可欠なニーズを満たすことが求められる」と提言されています。さらに、当報告では、「新たな公共私の協力関係構築やAI、ロボティクスなど新技術の活用、行政手続きの電子化などにより、従来の半分の職員数でも自治体としての機能が発揮できるような仕組みを構築する必要がある」と指摘しています。

本市においても、これら社会の変化や、迫りくる危機に対応すべく、少子高齢化の進展、人口減少への対応等の課題を官民協働で分析、解決する環境の整備が重要であるという認識を強め、2017 年 12 月に「北九州市官民データ活用推進基本条例（以下「本条例」という。）」を制定しました。本条例では、官民データ活用の推進に関する施策を推進し、効果的かつ効率的な市政運営や地域経済の活性化等に寄与することを目的としています。

さらに、本条例の目的を実現するべく、官民データの活用を推進し公共私の協力関係を構築していくための取組や、行政手続きの電子化などの指針となる施策に関する基本的な事項として、今回、「北九州市官民データ活用推進計画」を策定することとしました。

---

1 Internet of Things の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、新たな付加価値を生み出すというコンセプトのこと。

2 ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと（例：ソーシャルメディア内のテキスト・画像、スマートフォンが発信する位置情報、センサデータ）。

3 サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させることにより、地域・年齢・性別・言語等による格差なくモノやサービスを提供することで、経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が質の高い生活を送ることのできる社会。

第1章　計画書策定の背景と位置付け

１．１　北九州市の現状及び課題

全国的に少子高齢化の急速な進行が問題となるなか、本市の人口は 1979 年の 1,068,415 人をピークに、その後は人口減少が続き、2017 年では 950,646 人となっています。また、高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の人口の割合）は 29.6%（2018 年３月末時点）で、市内人口の約 3.4 人に 1 人が高齢者という状況です。また、人口の転出超過数は全国の市町村の中でも最大となる等、人口減少や超高齢化等の「将来の日本の大都市が抱える課題」に一足早く直面しています。

現在、本市では地方創生等の様々な取り組みを重ね、人口動態のうち、社会動態については、減少傾向が改善しつつありますが、少子高齢化に伴う自然動態の減少幅は拡大しています。今後の見通しにおいても、高齢化率は上昇が続き、地域社会や産業の担い手不足等、多くの課題がより深刻な状況となっています。

図１－１　北九州市の人口、高齢化の推移

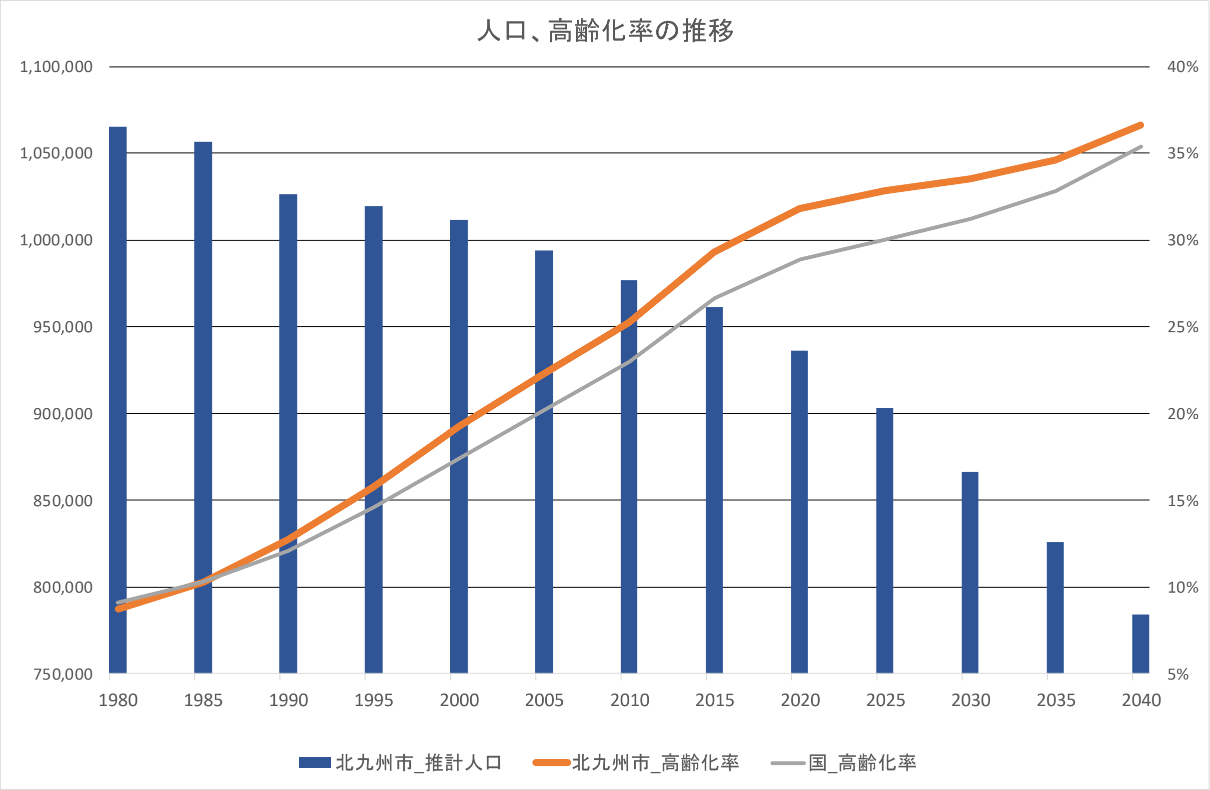

１．２　計画策定の目的

本市が直面している人口減少や超高齢化の状況下で、市民サービスの担い手である市職員の数についても、現状より少ない職員数での行政運営を行う必要があります。今後も安定的な行政運営を確保し、市民サービスの質を維持していくためには、市の様々な業務に係る生産性の向上につながるAIやRPA[4]などのICT[5]に関する先端技術の積極的な導入や、民間企業や地域住民等の協力を得ながら、様々な対策を講じていく必要があります。特に、ICT※5 の先端技術の活用による官民の連携は有効であると考えられ、新たな連携体制の構築に向けて積極的に取り組んでいく事が重要です。

一方、国では、官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、「官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号 以下「基本法」という。）」が公布・施行されました。基本法では、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、地方公共団体に対しては、官民データ活用の推進に関する計画の策定を求めています。これを受け、国は「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を策定しました。

本市においても、基本法に基づく官民データの活用を推進するため、2017 年 12 月に「北九州市官民データ活用推進基本条例」を制定しました。

以上を踏まえ、北九州市が自ら保有するデータと民間事業者が保有するデータを活用し、「官民データの容易な利用等に係る取組」、「手続きにおける情報通信の技術の利用等に係る取組」、「市民の安全・安心に資する情報の利活用に係る取組」、「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」、「利用の機会等の格差の是正に係る取組」、「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」等を通じて、官民データの利用環境の整備促進を図り、事務負担の軽減、地域課題の解決、住民及び事業者の利便性向上等に寄与することを目的とし、「北九州市官民データ活用推進計画（以下、「本計画」という。）」を策定することとしました。

図１－２　計画策定の目的

目的　市民の快適な生活環境の実現
- 原則全ての行政手続きオンライン化
- 市民向け新サービス提供
- 安全・安心に関する情報を分かりやすく発信

目的　効率的な行政運営
- 行政事務の効率化・高度化
- 市民、事業者等との協働体制構築
- 業務プロセスやシステム等の標準化・共同化

目的　地域経済・社会の活性化
- データを活用した新ビジネス創出
- 地域雇用拡大
- 大学・高専等との連携

目的　電子データ等の有効活用
- 市民や事業者のデータ活用を容易化
- 市民向け情報発信の拡大
- 圏域を超えた有機的な連携（市外、福岡県等）

---

4 Robotic Process Automation の略。作成したロボット（プログラム）が、定義されたルールに則りデータ処理（入力、出力等）を行う仕組みのこと。

5 Information & Communications Technology の略。情報処理や通信に関する技術の総称。IT（ Information Technology）と同義と解釈されることが多い。

１．３ 計画の位置付け

これまで本市のICT※5 分野の計画としては、目指すべき将来像を「市民や企業、行政など全てのIT利用者が、ITの恩恵を享受できる都市＝電子自治体」と位置付け、その実現に向けた諸施策を定めた「北九州市IT推進計画」を基に各種取組を実施してきました。

その間、ICT※5 の飛躍的な進展とあわせて、行政内部や市民生活においてもICT※5 の利活用は着実に進展してきました。さらに、膨大に蓄積されるデータの有効活用を図るべく、「１．２ 計画策定の目的」で記載したように、国を中心にデータ利活用促進の観点から、世界最先端のIT国家創造を目指す計画が策定されました。

今回の計画を定めるにあたっては、これまでの本市のICT※5 分野の計画に盛り込まれていなかった広域的なデータの活用に加えて、AIやRPA※4 などの最新のICT※5 を活用した業務改善や職員の事務負担軽減、市民サービスの向上に関する施策を整理することとしました。

さらに、国が標榜する「データがヒトを豊かにする社会（Society5.0※3）」の実現を地域の視点で追求する過程において、本市の「北九州市基本構想・基本計画」に掲げるまちづくりの基本方針「（多様な人材が輝く・質の高い暮らしができる・元気で人が集まる・便利で快適）なまち」の実現を目指す施策を、情報化の観点から体系化する事としました。

以上を踏まえ、本計画は、基本法第９条第３項に規定する計画、ならびに基本条例第３条に基づき策定する計画として、「北九州市IT推進計画」に代わる本市のICT※5 分野の基本戦略として位置付けることとします。（※従来のIT推進計画に入っていた、主に内部向けの諸計画（情報セキュリティの確保、BCP[6]対策、内部システムの更新計画、職員の育成等）については、別の計画で定める事とします。）

また、本計画の期間については、ICT※5 の進展スピードが目覚ましい事や、国の関連方針等と整合性を取りながらタイムリーな見直しが出来るように、第一次計画期間を 2019～2021 年までの3年間とします。なお、本市全体の「北九州市基本構想・基本計画」が 2020 年度に改定されることを受け、整合性を図るため、第一次計画期間中であっても、必要に応じて 2021 年度以降に本計画内容の見直しを行う事とします。

図１－３ 計画の位置付けと計画期間

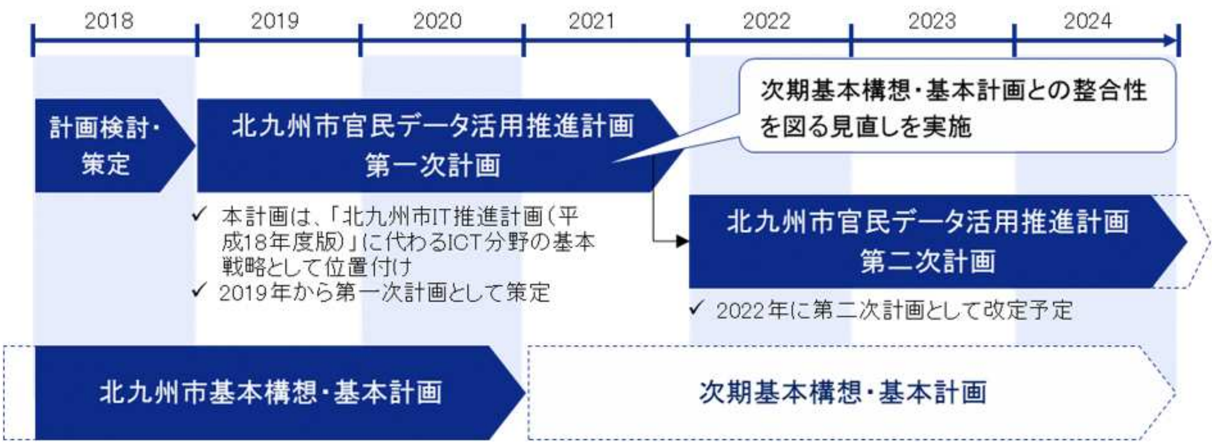

6 Business Continuity Plan の略で事業継続計画とも呼ばれる。何らかの障害が発生した場合に、重要業務の中断の回避や業務の早期復旧を可能とするための対応策などを定めた計画。

第2章　推進体制

２．１　官民データ活用推進計画の策定に係る推進体制

本市では、「北九州市情報化推進要綱」に基づき、2003 年より、市の情報化に関する重要施策を審議するために、市長を本部長とした「北九州市IT推進本部（以下「推進本部」という。）」を設置しています。

今回、官民データ活用推進計画の策定と推進を図るため、推進本部の下に副市長を部会長とし、管理部門に加え、市民サービス・保健福祉・子育て等の市民サービスの実施部門と、産業振興・工事関係の技術管理部局による「北九州市官民データ活用推進部会」を 2018 年２月に立ち上げ、必要な施策の策定を行い、各種取組を推進しています。なお、本計画策定後の推進状況のチェック・体制は、「５．１．１　PDCAの体制構築」に記載します。

官民データ活用推進計画の策定に係る推進体制は図２－１のとおりです。

図２－１　計画策定に係る推進体制

体制	役割
IT推進本部 ● 本部長　：市長 ● 副本部長　：副市長 ● 本部員　：各局区室長 ● 事務局　：情報政策部情報政策課	✓ 情報通信技術を活用し、積極的かる的確に情報化を進めるため、官民データ活用推進計画を策定すべく、体制上で意思決定を行う。
官民データ活用推進部会 ● 部会長　：副市長（総務局所管） ● 副部会長　：総務局長 ● 部会員　：技術監理局長、財政局長 市民文化スポーツ局長、保健福祉局長 子ども家庭局長、産業経済局長 ● 事務局　：情報政策部情報政策課	✓ 官民データ活用推進計画を策定するとともに、官民データの活用を推進するための、推進本部の下に「官民データ活用推進部会」を設ける。 ✓ 部会は、全体の進捗管理等を行い、その内容を定期的にIT推進本部に報告する。
幹事会 ● 幹事長　：情報政策部長 ● 幹事　：各局区の課長級、民間有識者等 ● 事務局　：情報政策部情報政策課	✓ 計画策定における全体方針、優先的に検討すべき事項、庁内のデータ・手続き棚卸しなどの全庁的に必要な作業等を協議するため、幹事会を設ける。
ワーキンググループ　ワーキンググループ	✓ 必要に応じてワーキンググループ（WG）を設置し、全体方針を踏まえ、計画案の策定作業等を実施。

第3章　官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針

3．１　施策の基本的な考え方と体系

本計画では、第１章で記載した、官民データを通じて目指す将来ビジョンに沿って、施策を計画、推進していくこととしています。特に、本計画は本市のICT※5 分野の基本的戦略として位置付け、基本的な考え方を「市民や企業等がデータを容易に活用し利便性を実感できるデータ活用型社会の実現を目指す」、「ICT※5 の活用で市民サービス向上、行政事務の効率化・高度化を実現する」、「データやICT※5 の活用を円滑に行える環境を市民や企業等と協働で整備する」の3つの柱として施策を整理する事としました。

図３－１　施策の基本的な考え方と体系

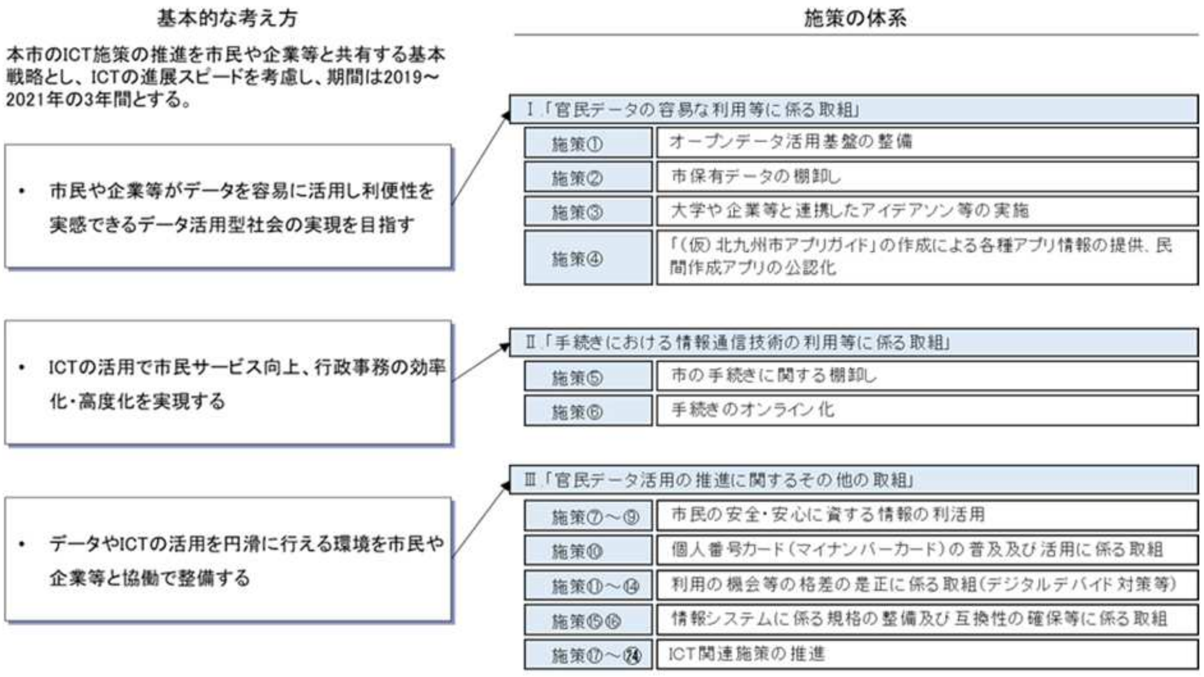

また、具体的な施策策定にあたっては、本計画が目指す将来の姿を示した上で、スモールスタートで早期の効果が期待できる施策を計画、実施していきます。特に、「官民データの容易な利用等に係る取組」と「手続きにおける情報通信技術の利用等に係る取組」については、本市の現状を把握するための保有データの棚卸しと、行政手続きの棚卸しの結果を踏まえ、可能な限り、具体的な施策と目標（KPI[7]等）を示していきます。

[7] Key Performance Indicators の略。目標の達成度を評価するための主要な評価指標のこと。

３．２　官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータ[8]の推進）

「オープンデータ※8 基本指針（平成 29 年５月 30 日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）」等を踏まえて、本市においても地域課題の解決を住民や事業者と連携して取り組んでいくために、様々な主体が官民データを容易に活用できるようにする必要があります。

本市では、第一期の計画期間に優先して取り組む施策の方針として、以下の２点に重点的に取り組みます。

①　様々な主体がデータを活用しやすい環境としての<u>**オープンデータ※8 活用基盤の整備**</u>

②　官民が保有するデータのオープン化を加速するための<u>**本市が保有するデータの早期オープン化**</u>

<u>図３－２　オープンデータ※8 推進に係る将来像</u>

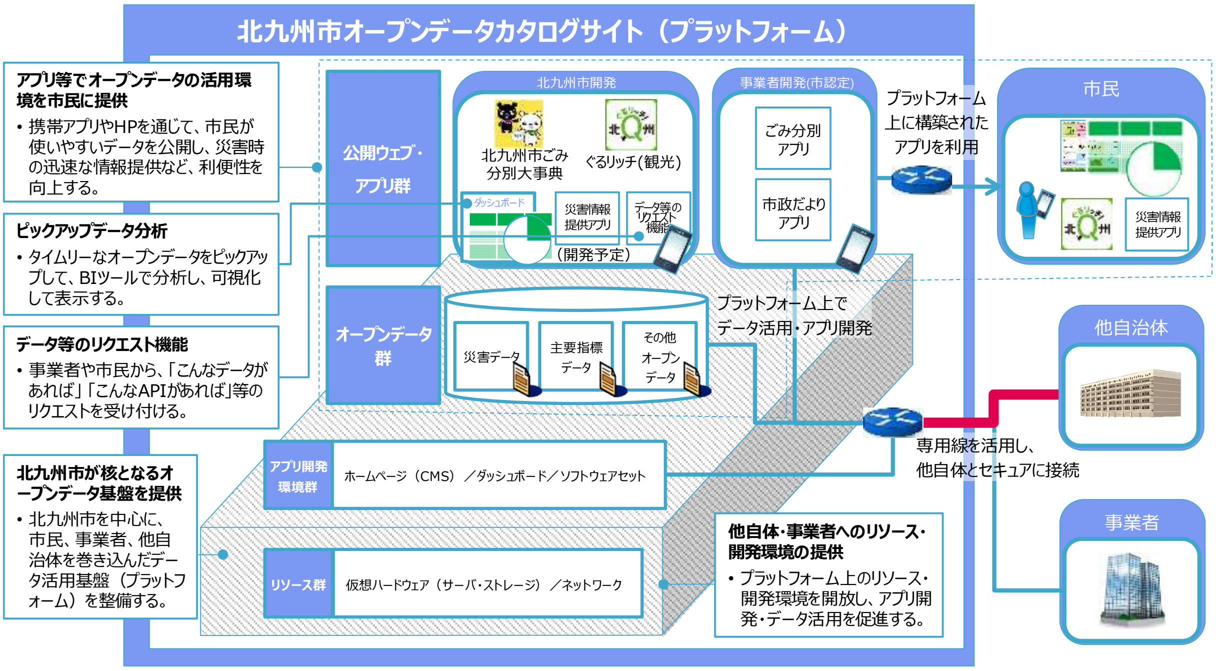

■主な施策

Ⅰ.「官民データの容易な利用等に係る取組」	
施策①	オープンデータ活用基盤の整備
施策②	市保有データの棚卸し
施策③	大学や企業等と連携したアイデアソン等の実施
施策④	「（仮）北九州市アプリガイド」の作成による各種アプリ情報の提供、民間作成アプリの公認化

[8] 国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易にデータを利用できるよう整備・公開されたデータのこと。

３．３　手続きにおける情報通信の技術の利用等に係る取組（手続きオンライン化）

「1．1．　北九州市の現状及び課題」にも記載したとおり、市民サービスの担い手も今後減少する状況を踏まえ、本市の内部事務においても、従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続き等におけるオンライン化の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直し（BPR[9]）をさらに進め、「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現する必要があります。あわせて、行政手続き等におけるオンライン化の原則を実現するため、市民サービスの向上に向けて、本市が所管する全ての行政手続きのオンライン化検討や、制度や業務そのものの見直しを検討していきます。

なお、本市が目指す手続きオンライン化の将来像としては、将来的には本人確認・決済・添付書類等が必要な手続きを含め、原則全ての手続きを対象とし、段階的にオンライン化導入を目指します。

手続きオンライン化を進めることにより、市民が自宅等で行政手続きを実施でき、利便性向上が期待できます。加えて、窓口での受付件数が減少するため、窓口での待ち時間低減による市民の満足度向上や、職員の業務負荷軽減についても期待でき、職員がより人にしかできない業務に注力することが可能となります。

図3－3　手続きオンライン化の将来像

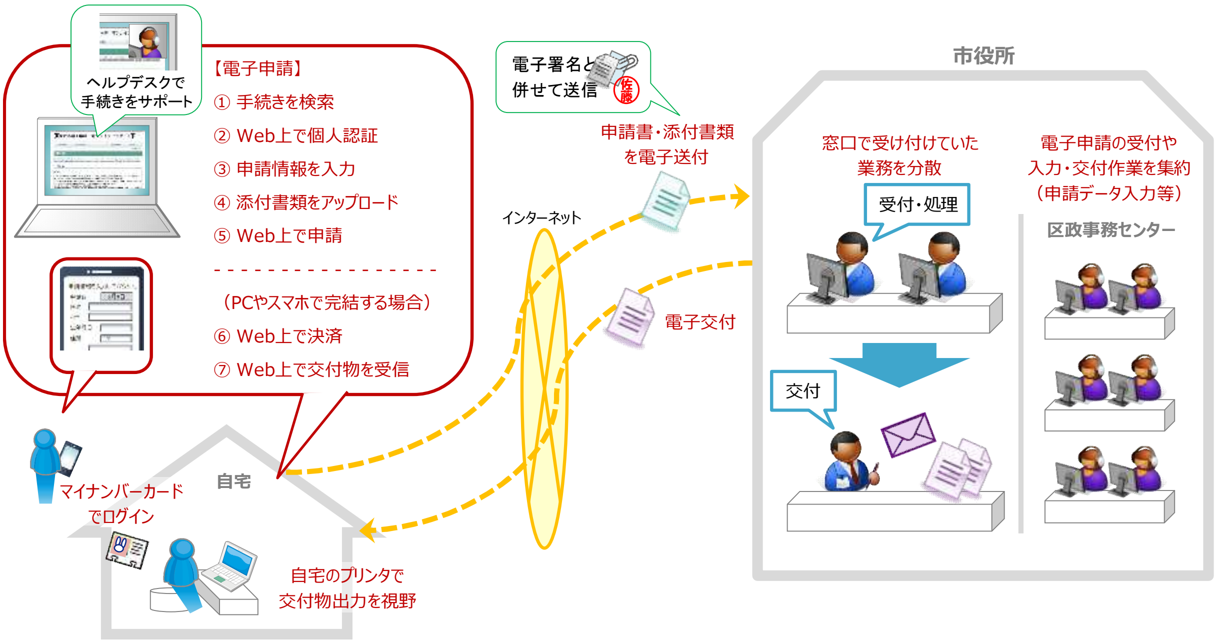

■主な取組

Ⅱ.「手続きにおける情報通信技術の利用等に係る取組」	
施策⑤	市の手続きに関する棚卸し
施策⑥	手続きのオンライン化

[9] Business Process Reengineering の略。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、業務プロセス全体の視点で、職務、業務プロセス、組織・人、情報システムなどを再設計すること。

３．４ その他 （官民データ活用の推進に関するその他の取組）

「北九州市官民データ活用推進基本条例」では、第３条第３項に、本計画を定めるにあたって、前述事項の他にも官民データ活用の推進に関する以下の施策について、国の措置等を勘案して定めることとしています。

３．４．１ 市民の安全・安心に資する情報の利活用

本市では、災害、犯罪、交通事故等の様々な事態から市民の安全が守られ、市民が安心して暮らすことができるまちづくり（安全・安心なまちづくり）に重点的に取り組んでいます。特に、近年では異常気象等に伴う突然の災害も想定した対策が必要となっています（「平成 30 年７月豪雨」では、北九州市においても土砂崩れによる死傷者が出る等の被害が発生しました。）。ICT※5 や官民データの活用を通じて、これらの地域課題解決につなげるべく、本市が保有・取得する防災情報や健康関連の情報、警察等の防犯情報、気象庁等の防災関連情報等の各種データ等を活用して、市民の安全安心に資する情報を速やかに分かりやすい形式で提供していきます。

３．４．２ 個人番号カード（マイナンバーカード）の普及及び活用に係る取組

国はマイナンバーカードの普及を推進するため、図書館等の公共施設の利用者カードの集約や、クレジット会社など民間事業者が付与するポイントを自治体ポイント[10]として集約する仕組みを検討しています。また、本市ではマイナンバーカードを利用した住民票の写し、印鑑登録証明書、市県民税所得（課税）額証明書のコンビニ交付を導入してきました。今後も引き続き、マイナンバー制度を通じて収集された特定個人情報が適正に取り扱われるための安全措置を着実に実施していくとともに、マイナンバーカードの利便性向上の動向を見据えて、市民サービスの向上につながるマイナンバーカードの利活用を検討していきます。

３．４．３ 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド[11]対策等）

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の様々な要因に基づくICT※5 の活用による便益の格差を是正するため、官民データ活用を通じたサービスの開発や提供にあたっては、市内の居住地域に広く行き渡っているLTE[12]回線等で利用可能なサービスの開発を進めます。また、年齢や身体的な条件による格差を是正するため、本市の開設するホームページを、ウェブアクセシビリティに関するJIS[13]の基準（適合レベルAA）に準拠したものに改善していきます。また、ICT※5 利活用のすそ野を広げていくために、市立学校へのICT※5 利活用環境整備や教育の拡充等の取組を進めていきます。さらに、民間事業者と連携して、小学生向けプログラミング教室の支援や、高齢者へのスマートフォン教室への支援を行っていきます。

---

10 特定の自治体や地域において、自治体が独自にポイント制度を整備し、地域の商店街での商品購入、公共施設の利用料、およびオンラインでの物産の購入等に利用できる仕組みのこと。

11 インターネットやパソコン等の情報通信技術（ICT、IT）を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

12 Long Term Evolution の略。高速データ通信を実現する移動体通信の規格であり、第 3 世代移動通信システム（3G）を高度化したもの。近年では、4G と同義で用いられている。

13 日本工業規格、Japanese Industrial Standards の略。日本の工業製品に関する規格や測定法などが定められた日本の国家規格のこと。

3．4．4　情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組

「はじめに」の項で記載したように、人口減少と高齢化等に伴い、地方自治体の経営資源が大きく制約されるなか、これまでのように自治体ごとに情報システムを維持管理していくのではなく、情報システムを標準化して共同利用する仕組みとして、自治体クラウド[14]の推進等により、情報システムの維持管理コスト削減や運用の効率化等が不可欠となっています。

これまで本市のような大規模自治体においては、業務の標準化が大きな課題となっており、共同利用の動きが進まなかった経緯があります。現在、国においても上記のような課題解決に向けた研究会等が設置されており、こうした研究会への参画や情報収集を積極的に行いながら、情報システムに係る効率化を図っていきます。

また、行政サービスの利便性の向上や本市の総合的なデジタル化を図るために、市内における各種データの標準化（共通語彙基盤、文字情報基盤等への準拠）を推進していきます。

3．4．5　ICT※5関連施策の推進（RPA※4の活用、ペーパーレスの推進（タブレット活用）等）

その他、市役所業務のデジタル化推進、各種業務の見直しの推進にあたっては、業務の効率化に資するICT※5の活用を積極的に進めるとともに、市内の産業振興等にもつながる新たなプロジェクトに取り組むことで、官民データ活用等を通じた施策の成果が広く波及することを目指します。

■主な取組

Ⅲ.「官民データ活用の推進に関するその他の取組」	
施策⑦～⑨	市民の安全・安心に資する情報の利活用
施策⑩	個人番号カード（マイナンバーカード）の普及及び活用に係る取組
施策⑪～⑭	利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）
施策⑮⑯	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組
施策⑰～㉔	ICT関連施策の推進

14　クラウドコンピューティング技術を活用し、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進め、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るもの。

第4章　官民データ活用の推進に係る事項（個別施策）

4．1　官民データの容易な利用等に係る取組

施策①	オープンデータ※8 活用基盤の整備

施策内容

オープンデータ※8 の活用と市民等の利便性向上を加速させることを目的として、市民、事業者や周辺自治体等に対して有益なリソースを提供するために、以下の機能を含むプラットフォームを構築することで、本市が公開するオープンデータ※8 を様々な主体が活用できるよううすることを目指します。また、市民や事業者が欲しいデータをリクエストできる機能を盛り込む事で、データ提供者と利用者の双方が使いやすい基盤を構築します。

1．市民向け

スマートフォンアプリやホームページを通じて、市が保有するオープンデータ※8 をBI（ビジネスインテリジェンス）ツール[15]等で可視化したうえで市民が使いやすい形式で公開し、市民の利便性向上を目指します。

2．他自体向け

本市が用意したプラットフォーム上のアプリ開発環境群及びリソース群を活用できるようにし、他自治体も巻き込んでオープンデータ※8 推進に係るアプリ開発を助長していくことを目指します。

3．事業者向け

プラットフォーム上のアプリ開発環境群及びリソース群を活用できるようにするだけではなく、事業者が開発したアプリを市が認定することにより、事業者の開発意欲の向上を目指します。

図4－1　北九州市オープンデータカタログサイト（ODCS）[16]の将来像

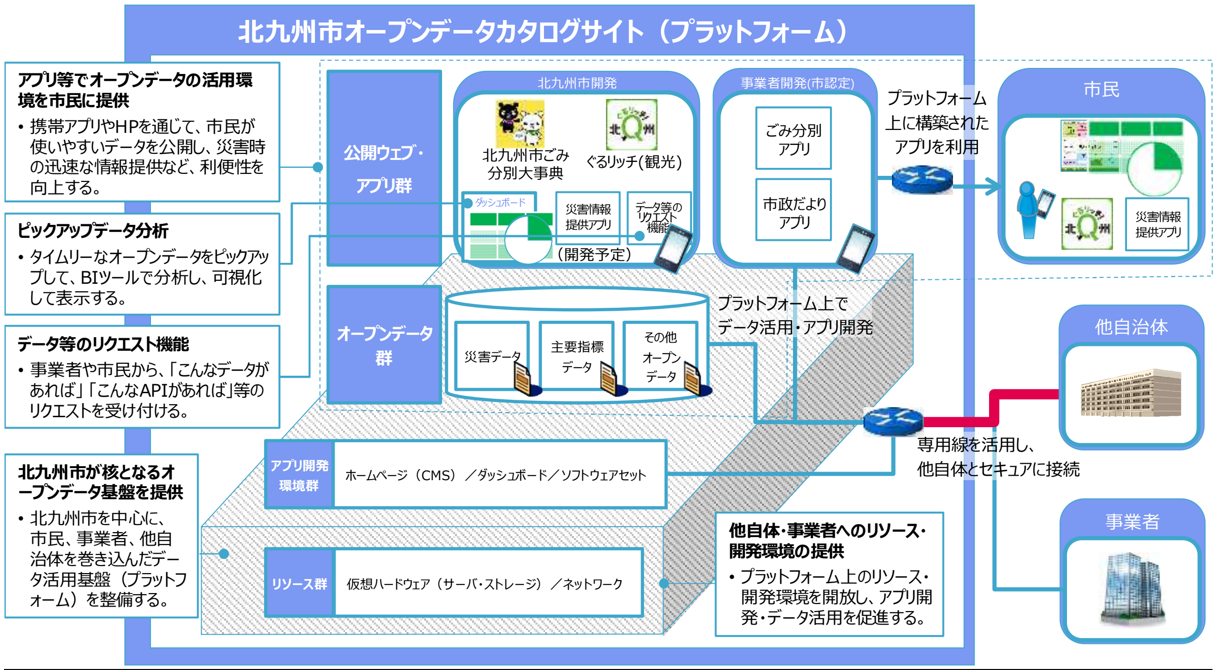

15　Business Intelligence ツールの略。組織に蓄積された大量のデータを集めて分析し、迅速な意思決定を助けるのためのツール。企業等で、経営管理や売上のシミュレーションなどに活用されている。

16　二次利用が可能な公共データの案内・横断的検索を目的としたオープンデータの「データカタログサイト」のこと。

KPI※7					
① プラットフォームの新規構築 ② 新規に掲載するアプリ・API[17]の数（市） ③ オープンデータ※8、API※17 等を活用して民間が作成したアプリ等の数					
2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
プラットフォーム検討・構築			プラットフォーム運用		

※非識別加工情報提供の方向性について

本市が保有するデータのうち、個人情報を含むものについては現在オープンデータ化の対象としていません。将来的に個人情報の匿名加工をしたうえで非識別加工情報として提供を検討すべきものについては、国の検討状況（地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会）等を見定めた後に、本市としての事務処理手順を定めていく予定です。また、提供するデータについても、個別データの特性と活用ニーズを踏まえた上で、必要な検討を進めていきます。

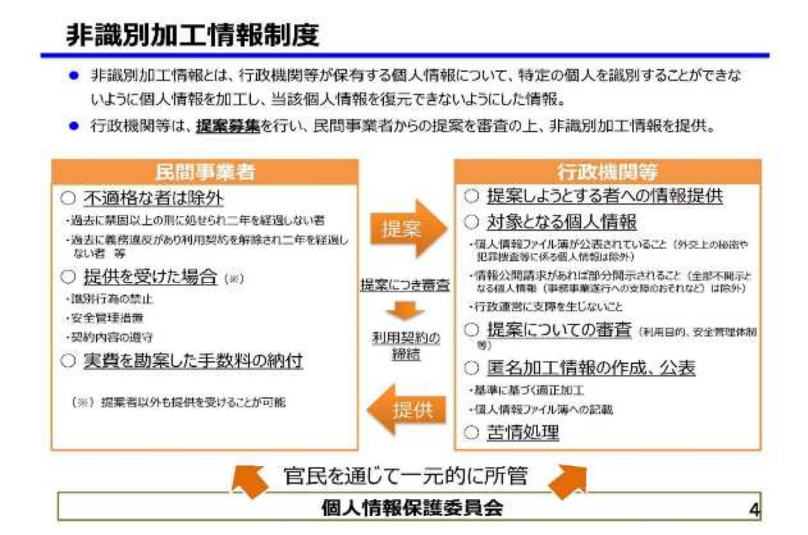

出典：総務省（地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する
　　　検討会個人情報保護委員会作成資料　より）

17 Application Programming Interface の略。あるコンピュータプログラム（ソフトウェア）の機能や管理するデータなどを、外部の他のプログラムから呼び出して利用するための手順やデータ形式などを定めた規約のこと。これを WEB 上で公開することで、誰でも外部から利用できるようになり、個々のソフトウェアの開発者がすべての機能をゼロから開発する必要がなく、無駄な作業・コスト等を省くことが可能となる。

施策②	市保有データの棚卸し

施策内容

本市では 2015 年度から「北九州市オープンデータカタログサイト（ODCS）※16」を構築・運用し、このサイト上に市が保有するデータのオープンデータ※8 化を行っています（2018 年 10 月現在で約 400 のデータセットを公開中）。このオープンデータ※8 化の推進に際しては、基本的には、個人データを含むデータや外部利用が認められていないものなど、現時点でオープンデータ※8 化に適さないデータを除く全てのデータを対象として取組を推進していきます。今後は、本市が所有するデータのオープンデータ※8 化の進捗を明確にするため、2018 年度に実施した本市が保有するデータの棚卸し調査結果を用いて、データの検索性を向上させるためデータセットの内容、属性を踏まえた分類を行い、オープンデータ※8 化の推進を管理していきます。合わせて、より機械判読に適した形式でのデータ公開を推進します。

図４－２　データの棚卸し結果に基づくデータの特性ごとの分類とオープンデータ※8 推進の適否

No	データの特性と分類	件数	オープンデータ推進の適否	今後の対応方針（案）
1	個人情報を含むデータ	876／1,664件	否	✓ 個人情報を含むデータ、市外部利用ができないデータは公開できないため、オープンデータ化は行わない。
	市外部利用不可のデータ	1,049／1,664件		
2	ODCS上に掲載済のデータで、公開レベルの向上が可能なデータ	5／55件	適 (公開レベルの向上)	✓ 既にODCSに公開されていて、公開レベルの向上が可能なデータは、公開レベルを上げる（データのファイルの形式の変換などの）取り組みを行い、ODCS上でデータを公開する。
3	ODCS上に未掲載のデータで、今後公開可能なデータ	302／402件	適 (新規データの公開)	✓ データの公開レベル（ファイルの形式）に関わらず、ODCS上で新規オープンデータとして公開する。

KPI※7

① 公開済オープンデータ※8 の種類の増加件数（カタログサイトの公開データ件数を年度毎に計測）

② 機械判読可能なデータセットの増加件数（CSV形式[18]で公開されたデータセット件数を年度毎に計測）

施策③	大学や企業等と連携したアイデアソン[19]等の実施

施策内容

オープンデータ※8 の活用によるメリットを出来るだけ早い段階で市民等が実感できるように、大学等と連携したアイデアソン※19 やハッカソン[20]を実施し、使いやすいアプリ等の創出を誘発していきます。

[18] Excel 等の表計算ソフトのデータをファイルとして保存するフォーマット。異なるソフト（アプリケーション）間でのデータのやり取りに活用される。それぞれの値がカンマ(,)等で区切られている。

[19] アイデア（Idea）とマラソン（Marathon）を掛け合わせた造語。ある特定のテーマについて多様性のあるメンバーが集まり、対話を通じて、新たなアイデア創出やビジネスモデル構築などを短期間で行うイベントのこと。

[20] ハック（Hack）とマラソン（Marathon）を掛け合わせた造語。エンジニア、デザイナーなどがチームを作り、与えられたテーマに対し、それぞれの技術やアイデアを持ち寄り、サービスやシステムなどを短期間で開発し、成果を競う開発イベントのこと。

施策④	「（仮）北九州市アプリガイド」の作成による各種アプリ情報の提供、民間作成アプリの公認化
施策内容	

オープンデータ※8 推進に係るアプリは現在でも存在していますが、それらのアプリは至るところに点在している状況であり、知られにくいまたは知っていても探しにくいことが課題として挙げられます。このような状況を改善するため、「（仮）北九州市アプリガイド」を作成し、個別のアプリへの橋渡しを行うことで、利用者が使いやすい環境を用意します。また、事業者が開発したアプリについても、市が認定した公認アプリとして、一箇所にまとめて案内します。

図４－３　各種アプリへの提供・検索イメージ

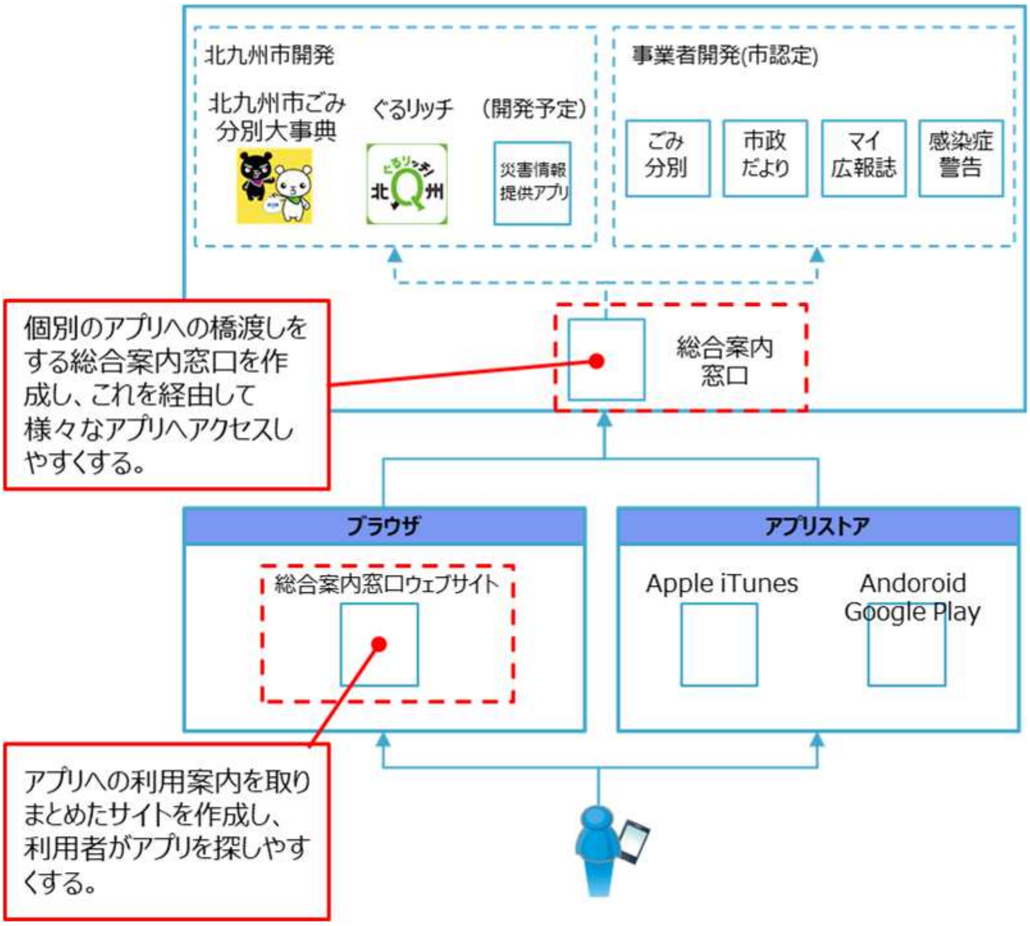

2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
（仮）北九州市アプリガイド検討・開発			（仮）北九州市アプリガイド運用		
各種アプリ情報の提供、民間作成アプリの公認化					

４．２　手続きにおける情報通信の技術の利用等に係る取組

施策⑤	市の手続きに関する棚卸し

施策内容

本市では 2011 年から「北九州市電子申請システム」を構築し、手続きのオンライン化を推進しています（2018 年 10 月現在 113 種類の手続きがオンライン化済）。この手続きオンライン化に関しては、基本的には、法令上の制約があるものや、対面での対応が求められるものなどを除く全ての手続きを対象とします。今後は、現在オンライン化未対応の手続きを明確にするため、2018 年に実施した本市の「手続きの棚卸し調査」の結果を用いて、手続きオンライン化を着手可能な手続きの度合いで3段階に分類し、段階ごとに手続きのオンライン化を推進していきます。

図４－４　手続きオンライン化に関する段階的な実現イメージ

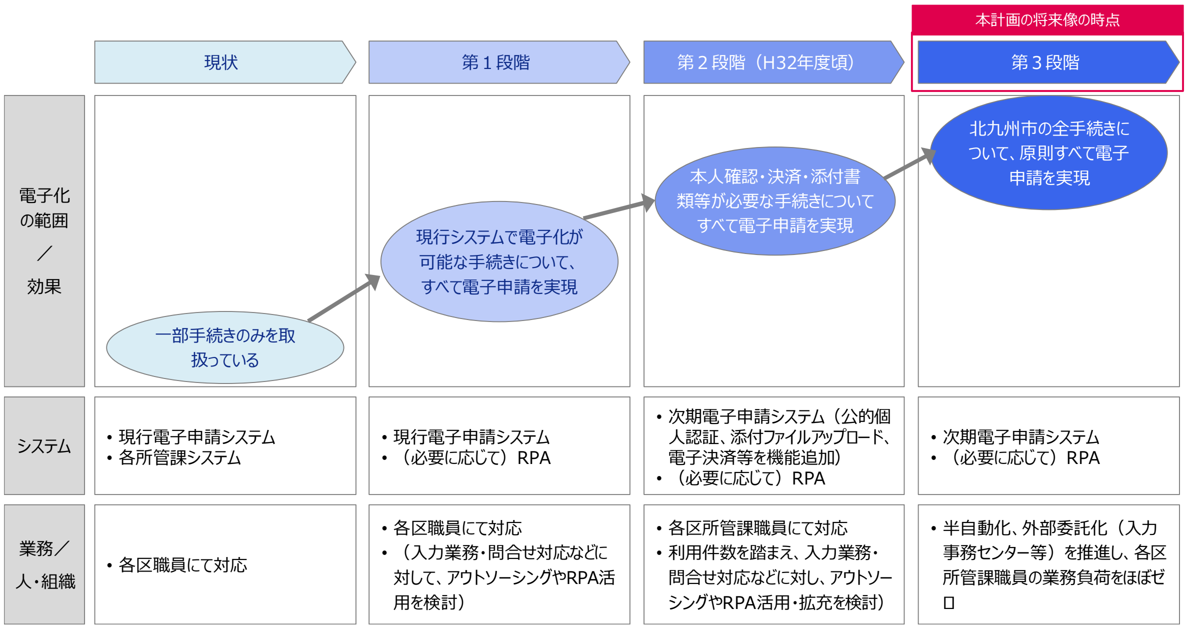

本市が実施した「手続きオンライン化に関する調査」では、法令等の制約がある手続き、対面での確認対応が必要な手続き、既に電子申請システムでオンライン化実施済の手続きを除き、今後オンライン化を推進すべき手続きは 713 種類ありました。

このうち、各種手続きの業務特性上の制約や、電子申請に係る各種機能の実現性（本市の現行電子申請システムでは手数料の決済や個人認証が難しい等の問題があるため）を踏まえ、手続きオンライン化の推進手順については、以下の実現段階に応じて推進していく方針です。

第１段階　：　本人確認や手数料が不要な申請を中心にオンライン化

第２段階　：　第１段階の機能に加え、“本人確認や手数料の発生する手続き”を中心にオンライン化

第３段階　：　原則、全ての手続きをオンライン化

KPI※7

－（施策⑥参照）

2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
第 1 段階オンライン化		第２段階オンライン化		第３段階オンライン化	

施策⑥	手続きのオンライン化

施策内容

オンライン化の実現にあたっては、膨大な作業が見込まれるため、施策⑤の着手の容易さ（オンライン化に着手可能な手続きを3段階に分類、図4－4参照）に加え、申請件数が多い（市民ニーズが多い）手続きや職員の事務負担などを考慮した優先順位を設定し、市民の利便性向上や事務効率化などの効果が見えやすい手法で推進していきます。

（1）手続きオンライン化の早期推進（第1段階：現行システムでオンライン化可能な手続き）

本計画期間内で早期オンライン化の実現を図る対象として、まずは第1段階に挙げている、現在の電子申請システムの仕組みで実現可能となる、本人確認や手数料が不要な手続きのオンライン化について進めます。特に、市民ニーズの高い（手続き件数の多い）手続き等から推進していきます。

（2）第2段階、第3段階でのオンライン化の実現（次期導入システムでオンライン可能な手続き等）

第2段階では、次期電子申請システムの導入時のオンライン化やライフステージに沿った各種手続きのワンストップサービス提供等の検討、第3段階では法令や運用等の見直しによるオンライン化を推進することで、図4－5に示す手続きオンライン化の将来像を目指します。

図4－5　手続きオンライン化将来像

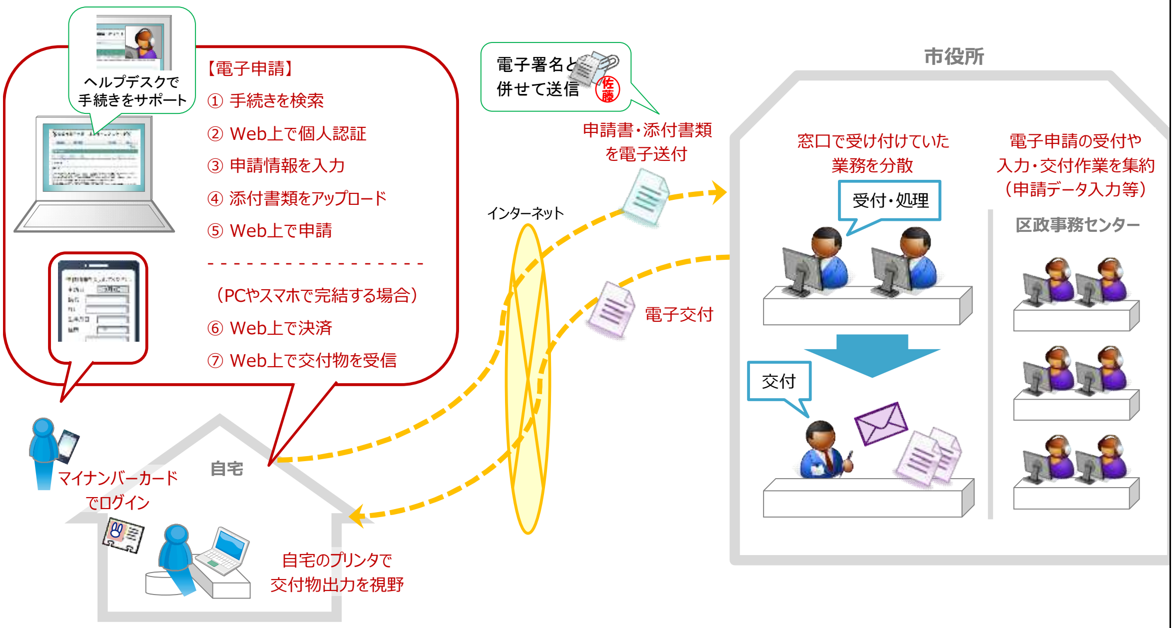

KPI※7

市民向け行政手続きのうち、新たにオンライン化の対象となる手続きの件数

第1段階：264 件　第2段階：156 件　第3段階：1,452 件

2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
第 1 段階オンライン化		第2段階オンライン化		第3段階オンライン化	

４．３　官民データ活用の推進に関するその他の取組

【市民の安全・安心に資する情報の利活用に関する取組】

施策⑦	災害情報自動配信システムの機能強化（防災アプリ構築）
施策内容	
近年、異常気象によりこれまでは想定できなかった災害が起こる危険性が増しています。2018 年に発生した「平成 30 年7月豪雨」では、市内で土砂崩れによる死傷者が出るなど、大きな被害が発生しました。こうした被害を少しでも未然に防ぐため、災害対策に関する市民意識調査を行い、本市が保有する防災関連データのオープンデータ※8 化を推進するとともに、本市が開発主体となって、土砂災害や洪水の危険度が高まった場合にプッシュ型[21]で市民に伝達できる防災アプリの開発を行います。	

施策⑧	インフルエンザ流行情報等の校区別情報関連ツール等構築
施策内容	
市民や事業等が自分の居住地域等で細かな情報を得られるよう、市や教育委員会が保有するインフルエンザ等の流行情報を市内の小学校区単位まで細分化してオープンデータ※8 化し公開します。API※17 も作成し、今後構築をする市のプラットフォーム上に公開します。 あわせて、他の不審者情報等、防犯関連情報等と連携した生活区域単位で安全・安心関連の情報等をプッシュ型※21 で市民に伝達できるツール等の開発を含めた検討を行います。	

施策⑨	市が保有する社会インフラに関するデータの利用環境の充実
施策内容	
国の「都市計画基礎調査情報の利用・提供に関するガイドライン（仮称）」＜個人情報保護等の観点も踏まえた都市計画基礎調査情報の利用・提供に関する技術的助言。2018 年度中に策定予定。＞を参考として、北九州市が保有する都市計画基礎調査情報を全国横並びで比較しやすい形式でオープンデータ※8 化を行っていきます。 また、基本図や都市計画図等社会インフラに関する各種台帳データについて、サービス事業者が使いやすい形式で、オープンデータ※8 を公開していきます。	

【個人番号カード（マイナンバーカード）の普及及び活用に係る取組】

施策⑩	マイナンバーカードの普及及び活用に係る取組
施策内容	
国はマイナンバーカードの普及を推進するため、図書館等の公共施設の利用者カードの集約や、クレジット会社など民間事業者が付与するポイントを自治体ポイント※10 として集約する仕組みを検討しています。これらマイナンバーカードの利便性向上の動向を見据えて、市民サービスの向上につながる具体的なマイナンバーカードの利活用を検討していきます。	

21　必要な情報を利用者が特段操作を行わなくても、自動的に配信等される技術やサービスのこと。例えば、行政機関等が、利用者一人ひとりにあったお知らせを通知または表示するサービスのこと。

【利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド※11 対策等）】

施策⑪	市ウェブサイトのアクセシビリティ[22]対応拡充の取組
施策内容	
現在、本市ウェブサイトのポータルサイトについては、高齢者や障害者を含む誰もが利用できるように整備されていますが、市のいろいろな部署が所管するサイトについては、未対応なものもあります。 こういった未対応のサイトについて、対象ページを選定し、誰もが利用できるウェブアクセシビリティに適合した情報提供ができるように改善していきます。具体的には、「日本工業規格JIS※13 X 8341-3:2016」の適合レベルAAに準拠するための改修を行います。	

施策⑫	市立学校への無線LAN[23]環境整備とタブレット端末導入
施策内容	
現在、本市では各小・中学校へのパソコン教室の整備に加え、ICT※5 リーディング校を設定して、小・中学校に無線LAN※23 環境の整備やタブレット端末を導入し様々な授業科目で活用しながら、その効果を検証しています。 今後は導入効果や経費等の検討を進め、対象校を拡げ、児童や生徒を中心に全地域に情報活用が広まる事を目指していきます。	

施策⑬	スマートフォン等を通じた市民サービス拡充の取組
施策内容	
2018 年の「情報通信白書」では、インターネットの利用率でスマートフォンがパソコンを上回る結果となりました。特に、福岡県ではスマートフォンによるインターネット利用が全国平均を上回る実態を受けて、多くの市民が必要な情報をスマートフォンから入手できるような取組を推進していきます。 現在実施中のLINE（スマートフォンアプリ）による市政情報・防災情報発信を充実していくほか、市民からの要望が多い情報について、市ウェブや広報誌だけでなく、スマートフォンアプリによるプッシュ型※21 の配信を検討していくとともに、市が開発したアプリ等を市民に提供できる仕組みの構築を行います。 また、民間事業者等と連携して、高齢者を対象としたスマートフォン講習を実施し、講習の場で市政や防災情報アプリ紹介を行うなどの周知にも取り組んでいきます。	

施策⑭	小学生向けプログラミング教育の支援
施策内容	
AI等ICT※5 の先端技術を活用できる人材不足が心配される中、本市内においても意欲ある子ども達がプログラミングを学べる機会を得られるよう、市内事業者等と連携した子ども向けプログラミング教室の支援を行います。	

[22] 情報通信分野においては、すべての人にとって、情報やウェブサービス、ソフトウェア等を円滑に利用できること。
[23] ケーブル線（有線）の代わりに無線で通信を行いデータの送受信を行うネットワークの仕組みのこと。

【情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組】

施策⑮	クラウドサービス[24]等の活用推進
施策内容	
本市では全国の自治体に先駆けて、2010 年度より情報システムの完全オープン化を実施し、業務システム調達における特定事業者による業務システム開発・導入独占を回避し、幅広い事業者から最適なシステムの提案を受けることによるコスト削減を図っています。また、2017 年度には基幹業務系の情報システムを外部のデータセンターへ移行し、クラウド化によるセキュリティ向上と運用コスト削減を図っています。 今後は、内部事務等に係る情報システム等で民間事業者が提供するパブリッククラウド[25]サービス等の活用についても、セキュリティ面を考慮したうえで検討を進め、さらなるコストの削減や柔軟性の向上、技術革新の対応を図っていきます。	

施策⑯	業務プロセスの標準化等の検討推進
施策内容	
情報システム更新やAI・RPA※4 の新規導入など、ICT※5 の適用には多大な費用が必要となります。これらに係るコストを抑えていくために、他の自治体とのシステム等の共同利用や外部サービスの効率的な活用を検討していきます。 国が主催する業務プロセス標準化の研究会等を通じて、他自治体との個別業務の事務手順や各種様式の擦り合わせ等についても検討を進め、情報システム等に係る経費の削減や職員の運用負担の軽減、事務効率化を図っていきます。	

24 従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由でサービスとして利用者に提供するもの。パソコンやスマートフォンから、さまざまなサービス（メールなど）を利用できるサービスが多い。

25 クラウドサービスの提供事業者などが整備するクラウドコンピューティング環境を、企業や組織をはじめとした不特定多数のユーザにインターネットを通じて提供するサービスのこと。

【ICT※5関連施策の推進】

施策⑰	BIツール※15等を活用したデータ分析加工の推進
施策内容	
本市プラットフォームで公開するデータの活用を推進するため、BI(ビジネスインテリジェンス)ツール※15等を導入し、データを分野横断的に活用した住民サービスや政策立案を目指します。さらに、地域の大学とも連携したデータの加工・分析が出来る人材の創出を図っていきます。	

施策⑱	GIS[26]の活用とオープンデータ※8との連携推進
施策内容	
本市では、GIS※26(地理情報システム)を庁内業務の効率化に活用するとともに、市民に有用な情報をウェブサイトで公開しています。今後、更なる活用が見込まれるため、GIS※26上の地図情報をオープンデータ※8として公開するとともに、位置情報を持つオープンデータ※8を中心にウェブサイトでも公開を進めることで、市民へ提供していきます。 また、周辺自治体と共同で、行政区画を越えた地図を住民公開することにより、利便性の向上や防災等への活用が図れることから、今後も周辺自治体との共同化の展開を推進していきます。	

施策⑲	タブレット端末等を利用したテレワーク[27]の推進
施策内容	
本市では、働き方の改革や仕事と私生活の両立ができる環境づくりに取り組んでいます。 その取組の一つとして、ICT※5等を活用した柔軟な働き方を目指し、計画期間中に、タブレット端末等を利用したテレワーク※27の本実施を目指します。 あわせて、リモートアクセス[28]環境の構築や新たな勤務形態・職場環境などのルールづくりを行います。	

施策⑳	インターネット等の経路検索における公共交通機関情報拡充
施策内容	
市民や観光客の利便性を向上するため、公共交通機関事業者と経路検索事業者の情報共有を進めていきます。 具体的には、渡船事業や市営バス、おでかけ交通といった、市が関連する公共交通機関の経路情報をGTFS[29]形式で作成し、オープンデータ※8として公開していきます。	

26 地理情報システム(Geographic Information System)の略称。デジタル地図の画面上に様々な情報を重ねて、それらの情報を用いて様々な分析を行うシステムのこと。

27 ICTを活用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。自宅等で業務を行う在宅勤務等がある。

28 通信回線を通して、遠隔地にあるコンピュータやデバイスに接続すること。接続先の機器と情報を共有したり、データをお互いに利用したりできる。

29 General Transit Feed Specification の略。公共交通機関の時刻表とその地理的情報に使用される共通形式を定義したもの。GTFSを活用することで、複数の公共交通機関の情報を利用した経路検索等が可能となる。

施策㉑	市役所業務の効率化推進と地域企業への波及
施策内容	
本市の「しごと改革」とあわせて、業務効率化に資するAI・RPA※4 等の最新技術の活用を推進していきます。また、地域のICT※5 事業者と連携して、新技術の適用について本市を実証・経験の場として活用する方策についても検討を進め、地域企業への波及効果を図っていきます。	

施策㉒	電子決裁率の向上
施策内容	
本市では、すでに導入している文書管理システムを、これまで以上に活用し、電子決裁（供覧）の推進や行政文書の文書管理システムへの保存の徹底に取り組む予定です。 これらの取組を進めることで、より一層の適正な文書管理を推進し、事務の効率化や紙文書の削減を図ります。	

施策㉓	i-Construction[30]の推進
施策内容	
身近なi-Construction※30の取組みとして、生産性の向上を図るなど働き方改革を進め、魅力ある建設現場を創出するため、地元建設業界と連携しながら、本市に合った効果的なICT※5 等の活用を推進します。	

施策㉔	介護ロボットの導入による介護職員の負担軽減等にかかる実証
施策内容	
急速に進む少子・高齢化により、介護人材の確保は重要な課題となっています。北九州市では、こうした課題の解決策として介護ロボット等を活用することで、効率化だけでなく、介護の質と安全性を満たしつつ、介護職員の心身の負担軽減、さらには、介護職員の専門性や働きがいを高める「先進的介護」の実現を目指し、市内5か所の特別養護老人ホームで実証を行っています。	

30 建設現場の生産性の向上を目指すため、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT 等を活用すること。

第5章　推進計画

5. 1　推進計画

5. 1. 1　PDCAの体制構築

本計画の推進にあたっては、第2章で記載した「北九州市 IT 推進本部-官民データ活用推進部会」において、進捗状況やKPI※7 の達成状況等について継続的に点検を行い、計画の円滑な推進を図っていきます。また、ICT※5 の進展や国の方針等に応じて、第一次計画期間の終了前に本計画の適宜見直し、改善を行う事とします。また、施策の推進状況チェックにあたっては、PDCAサイクルを踏まえて進行管理を行います。

図5－1　推進状況のチェック方法

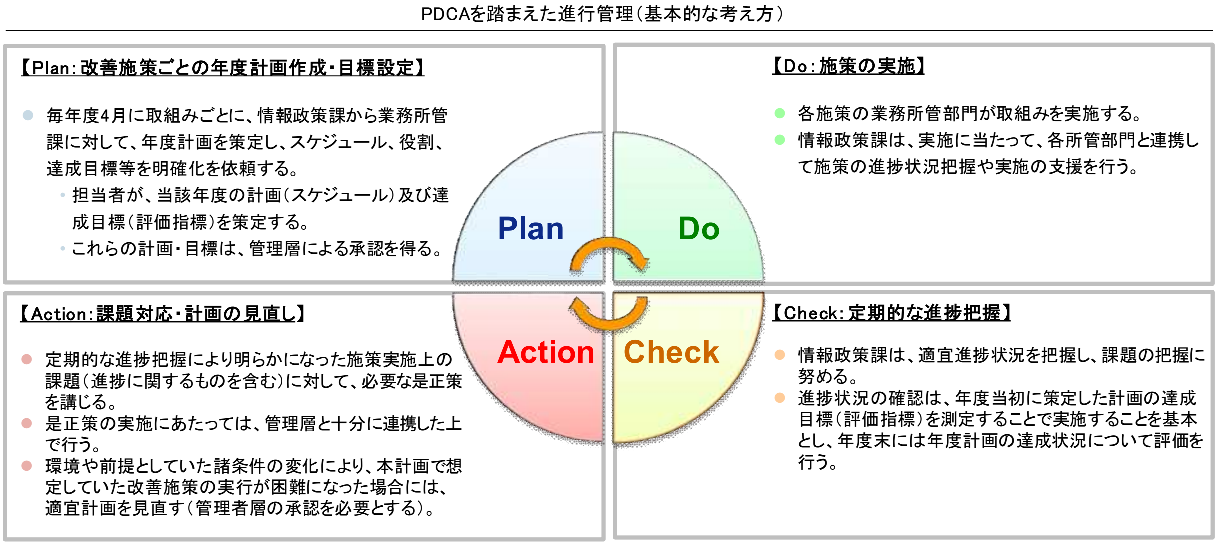

5. 1. 2　市民や事業者等の意見反映

北九州市では、市内の情報化実態を把握することを目的に、おおよそ5年毎に市民を対象に情報化実態調査を実施しています。次回の情報化実態調査は、2019 年度に実施する予定としており、この調査では、市民だけなく事業者も対象とし、調査結果を踏まえ、必要に応じて本計画を改定することとします。

また、定期的に事業者からの意見・要望等を聞く場を設け、本計画に反映させていくこととします。

5. 1. 3　広域での連携

本計画の推進にあたっては、国の関連方針や各施策との整合性を図ることはもちろん、福岡県が策定する「福岡県官民データ活用推進計画」とも連携を図っていきます。また、現在オープンデータ※8 を公益財団法人九州先端科学技術研究所のカタログサイトで共同化、共通フォーマット化を実施しているように、データを活用する側から見ても検索や活用が容易になるような取組みを進めます。

さらに、今後オープンデータ※8 化に取り組む本市周辺の自治体に向けても、本市の作成資料やノウハウ等の共用化を積極的に展開することで、広域的なオープンデータ※8 活用環境を促進していきます。例えば、民間

で開発する防災や観光、移動支援等のアプリで周辺地域を含めたより利便性の高いサービスの創出が出来る事等を想定しています。

５．１．４　担い手となるICT※5 人材の育成

ICT※5 は、目を見張る速度で進展しています。日々、新しい技術が開発され、その技術やデータを活用した新たなサービスが生まれ、私たちの生活はより便利になっています。あわせて、国全体で推進する「働き方改革」を実現していくために、ICT※5の適用を考え、より効率的な仕事の進め方を創造していく事がますます重要となっています。しかしながら、本市においても、ICT※5 の活用をリードすべく、新しいICT※5 の知識を持ち、各種データを管理・運用すべき人材が不足しています。

そのため、今後、ICT※5 を徹底的に活用し、市民サービスの向上や業務の高度化・効率化を実現できるよう、新たに策定した「北九州市情報職員人材育成方針」に沿って、ICT※5 人材の育成を進めていきます。

※目指すべき情報職員像について（「北九州市情報職員人材育成方針」より）

① 誰に対しても、的確かつ分かりやすい説明ができ、市民のみならず市職員・事業者の信頼、理解及び協力を得ることができる職員

② 市政をICTの分野から支える、高い専門性と強い責任感を持つ職員

③ 常に改善の意識を持ち、ICTの利活用による効率的な業務遂行について積極的に考え、実行することができる職員

④ 情報化に関連した社会の変化に敏感で、新しいものを取り入れたり、創造することができる職員

⑤ 自らの専門性を高めるのみならず、後輩や部下職員を育成し、情報部門を担う組織の成長を実現できる職員

データ利活用や情報技術等に関する各種研修を充実させるとともに、幅広い視点でICT※5 の活用を考え、将来にわたり継続的に官民データの活用を推進していけるよう、関係部門とも連携しつつ、長期的な育成の取組みにより、ICT※5 人材として必要な知識やスキルの習得を進めます。

また、市内理工系大学と連携したPBL（Project Based Learning）[31]を実施し、地域の課題を踏まえたうえでのデータ利活用、アプリケーション開発等を学ぶ機会を創出するなどの取組みを行うことで、市全体でのICT※5利活用やデータ利活用を推進できるような、幅広い視野とスキルを持った人材の育成にも努めます。

さらに、官民のデータを活用したアプリ等の成果物等の活用が広がり、市民等が利便性の向上を実感できるように、市内の創業支援施設等とも連携を進め、イベントの実施や大学等との連携を幅広く実施していきます。合わせて、データを使う側である市民等に向けても、WEBや広報誌等の広報手段を通じた情報発信を行うとともに、アイデアソン※19 や自由な意見交換の場であるラウンドテーブル等での啓発を行い、市民意見等を取り込んで各施策に反映できるように取り組みます。

加えて、職員が備えておくべきオープンデータ等の知識についても、研修等を通じて、周知を図っていきます。

31　学習者に実際のプロジェクトや擬似的なプロジェクトを体験させることにより、課題解決の手法や能力を修得させる育成手法のこと。

参考　用語集

索引	用語	解説
A	API	Application Programming Interfaceの略。あるコンピュータプログラム（ソフトウェア）の機能や管理するデータなどを、外部の他のプログラムから呼び出して利用するための手順やデータ形式などを定めた規約のこと。これをWEB上で公開することで、誰でも外部から利用できるようになり、個々のソフトウェアの開発者がすべての機能をゼロから開発する必要がなく、無駄な作業・コスト等を省くことが可能となる。
B	BCP	Business Continuity Planの略で事業継続計画とも呼ばれる。何らかの障害が発生した場合に、重要業務の中断の回避や業務の早期復旧を可能とするための対応策などを定めた計画。
	BIツール	Business Intelligenceツールの略。組織に蓄積された大量のデータを集めて分析し、迅速な意思決定を助けるのためのツール。企業等で、経営管理や売上のシミュレーションなどに活用されている。
	BPR	Business Process Reengineeringの略。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、業務プロセス全体の視点で、職務、業務プロセス、組織・人、情報システムなどを再設計すること。
C	CSV形式	Excel等の表計算ソフトのデータをファイルとして保存するフォーマット。異なるソフト（アプリケーション）間でのデータのやり取りに活用される。それぞれの値がカンマ（,）等で区切られている。
G	GIS	地理情報システム（Geographic Information System）の略称。デジタル地図の画面上に様々な情報を重ねて、それらの情報を用いて様々な分析を行うシステムのこと。
	GTFS	General Transit Feed Specification の略。公共交通機関の時刻表とその地理的情報に使用される共通形式を定義したもの。GTFSを活用することで、複数の公共交通機関の情報を利用した経路検索等が可能となる。
I	i-Construction	建設現場の生産性の向上を目指すため、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT等を活用すること。
	ICT	Information & Communications Technologyの略。情報処理や通信に関する技術の総称。IT（ Information Technology）と同義と解釈されることが多い。
	IoT(Internet of Things)	Internet of Thingsの略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、新たな付加価値を生み出すというコンセプトのこと。

J	JIS	日本工業規格、Japanese Industrial Standardsの略。日本の工業製品に関する規格や測定法などが定められた日本の国家規格のこと。
K	KPI	Key Performance Indicatorsの略。目標の達成度を評価するための主要な評価指標のこと。
L	LTE	Long Term Evolutionの略。高速データ通信を実現する移動体通信の規格であり、第3世代移動通信システム（3G）を高度化したもの。近年では、4Gと同義で用いられている。
O	ODCS（オープンデータカタログサイト）	二次利用が可能な公共データの案内・横断的検索を目的としたオープンデータの「データカタログサイト」のこと。
P	PBL（Project Based Learning）	学習者に実際のプロジェクトや擬似的なプロジェクトを体験させることにより、課題解決の手法や能力を修得させる育成手法のこと。
R	RPA	Robotic Process Automationの略。作成したロボット（プログラム）が、定義されたルールに則りデータ処理（入力、出力等）を行う仕組みのこと。
S	Society 5.0	サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させることにより、地域・年齢・性別・言語等による格差なくモノやサービスを提供することで、経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が質の高い生活を送ることのできる社会。
あ	アイデアソン	アイデア（Idea）とマラソン（Marathon）を掛け合わせた造語。ある特定のテーマについて多様性のあるメンバーが集まり、対話を通じて、新たなアイデア創出やビジネスモデル構築などを短期間で行うイベントのこと。
	アクセシビリティ	情報通信分野においては、すべての人にとって、情報やウェブサービス、ソフトウェア等を円滑に利用できること。
	オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易にデータを利用できるよう整備・公開されたデータのこと。
か	クラウドサービス	従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由でサービスとして利用者に提供するもの。パソコンやスマートフォンから、さまざまなサービス（メールなど）を利用できるサービスが多い。
さ	自治体クラウド	クラウドコンピューティング技術を活用し、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進め、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るもの。
	自治体ポイント	特定の自治体や地域において、自治体が独自にポイント制度を整備し、地域の商店街での商品購入、公共施設の利用料、およびオンラインでの物産の購入

		等に利用できる仕組みのこと。
た	デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術（ICT、IT）を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
	テレワーク	ICTを活用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。自宅等で業務を行う在宅勤務等がある。
は	ハッカソン	ハック（Hack）とマラソン（Marathon）を掛け合わせた造語。エンジニア、デザイナーなどがチームを作り、与えられたテーマに対し、それぞれの技術やアイデアを持ち寄り、サービスやシステムなどを短期間で開発し、成果を競う開発イベントのこと。
	パブリッククラウド	クラウドサービスの提供事業者などが整備するクラウドコンピューティング環境を、企業や組織をはじめとした不特定多数のユーザにインターネットを通じて提供するサービスのこと。
	ビッグデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと（例：ソーシャルメディア内のテキスト・画像、スマートフォンが発信する位置情報、センサデータ）。
	プッシュ型	必要な情報を利用者が特段操作を行わなくても、自動的に配信等される技術やサービスのこと。例えば、行政機関等が、利用者一人ひとりにあったお知らせを通知または表示するサービスのこと。
ま	無線LAN	ケーブル線（有線）の代わりに無線で通信を行いデータの送受信を行うネットワークの仕組みのこと。
ら	リモートアクセス	通信回線を通して、遠隔地にあるコンピュータやデバイスに接続すること。接続先の機器と情報を共有したり、データをお互いに利用したりできる。